

2020年4月8日

お取引先様各位

株式会社 ADK ホールディングス

緊急事態宣言発令に伴う弊社グループの対応について

現在、弊社グループにおいては、新型コロナウイルスの感染拡大状況を踏まえ『原則として在宅勤務』にて業務を行っております。

この度、政府からの緊急事態宣言が発令されたことを踏まえ、4月6日（月）より4月17日（金）までとされていた在宅勤務期間につき、緊急事態宣言が解除される5月6日（水）まで延長することをご連絡申し上げます。在宅勤務期間中は、弊社グループ社員は原則として出社や外出を行わずに自宅で各種業務を行います。

これに伴い、現在進行している業務で外出を要する予定がある場合につきましては、当該業務の延期を前提に別途担当者よりご相談申し上げる場合がございます。その際は、お取引先の皆様におかれましても可能な限りご配慮いただきますよう、お願い申し上げます。

<緊急事態宣言発令以降の業務対応について>

1. 原則として『在宅勤務』にて業務対応いたします。（外出を伴わず自宅で業務）
2. 外出を要する業務（制作・撮影等）は、延期を別途担当者よりご相談させていただく場合がございます。
3. 実施期間は緊急事態宣言の解除（2020年5月6日）までといたしますが、社会情勢等を踏まえて実施期間や内容等を変更する場合がございます。
4. 原則としてグループ全社にて同様の対応となりますが、一部グループ会社あるいは支社等では、個別の対応をご相談させていただく場合がございます。

社員ならびにお取引先の皆様の健康・安全を最優先に、弊社グループ社員は感染拡大防止に向けた対応を徹底したうえで、可能な限り業務を継続してまいります。お取引先の皆様にご不便をおかけすることがあるかと存じますが、ご理解とご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

以上